

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料1-5
提出年月日	令和6年2月16日

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト
(防潮堤天端高さ等の設計方針の変更に伴う各条文影響について)

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
231222-01	1	資料1-1 6ページ) 防潮堤の幅が山側に5m拡幅されたことに伴ってセメント改良土の防潮堤基礎水平部分は狭くなることを踏まえ、アクセスルートに必要な幅4mを確保するととの基準適合方針に対する影響について資料に記載し、説明すること。	R5.12.22	本日回答		防潮堤傾斜部の拡幅に伴い、防潮堤付近のアクセスルートの位置を山側に寄せる、又は防潮堤と埋戻部との境界に段差緩和対策を行うことで、可搬型設備の通行に必要な道路幅4.0mを確保できることを確認した。 また、防潮堤(地中部)の上部をアクセスルートとして活用する範囲及び地中埋設構造物等と埋戻部の境界位置が変更となるが、通行に支障となる段差の発生が想定される箇所はあらかじめ段差緩和対策を行うことから、可搬型設備の通行性に影響はないことを確認した。	(R6.2.16) ヒアリング 資料1-1 『泊発電所3号炉 防潮堤天端高さ等の設計方針の変更に伴う各条文影響について』 p.6~8 (R6.2.16) ヒアリング 資料1-2 『各条文において基準への適合方針として整備している設計方針等及びそれらに対する防潮堤高さ等の設計変更による影響整理内容』 (R6.2.16) ヒアリング 資料1-3-4 『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.12.2)』 p.1.0.2-補足24-6~8 (R6.2.16) ヒアリング 資料1-4-4 『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.11.2)』 p.1.0.2-補足24-7~9	
231222-03	2	資料1-2) 31条への影響については、31条のまとめ資料に記載すること。また、31条の適合性への影響について、解釈で呼び込まれている指針類との対応や既許可の審査で説明した内容も踏まえて説明すること。この点も含めて、新基準の追加要求事項以外の要求事項についても、防潮堤の設計変更に伴う影響がないことを説明すること。	R5.12.22	本日回答		31条と60条について、追加要求事項以外の要求も含めてその解釈への適合状況を整理した表をまとめ資料に追加し、防潮堤の影響があるか整理した。その中で31条の解釈で呼び込まれている指針類への対応関係も示した。 これにより防潮堤の影響が無いことを確認した。 上記に加え、新基準の追加要求事項以外の要求事項について、防潮堤の設計変更に伴う影響がないことの説明を資料に追加し、それに伴い各資料の記載の適正化等を行った。 主な適正化等の内容は、次の通り。 ・分類Aの定義に「設計・評価方針等に防潮堤が関係しない」事項を追加 ・分類Dについて、条文・項目の基準適合方針に影響があるものの、当該条文・項目の設計等の見直しの中で対応可能であることが分かるように記載を適正化 ・上記の分類等も踏まえ、各条文の分類などの記載を適正化	(R6.2.16) ヒアリング 資料1-1 『泊発電所3号炉 防潮堤天端高さ等の設計方針の変更に伴う各条文影響について』 p.4~6 (R6.2.16) ヒアリング 資料1-2 『各条文において基準への適合方針として整備している設計方針等及びそれらに対する防潮堤高さ等の設計変更による影響整理内容』 (R6.2.16) ヒアリング 資料1-3-1 『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.16.0)』 p.31条-40~51 (R6.2.16) ヒアリング 資料1-4-1 『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.15.0)』 p.31-46~56 (R6.2.16) ヒアリング 資料1-3-3 『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条 (SA60H r.18.0)』 p.60-6-80~82 (R6.2.16) ヒアリング 資料1-4-3 『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条 (SA60H-9 r.11.0)』 p.60-補足-139~140	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
231222-04	3	資料1-1 9ページ) モニタリングポストの感度が1/10以上あれば基準に適合できるとした根拠について、先行審査での説明ロジックとの関係(実績)や平常時の監視に係る指針類との整合性も含めて改めて整理し、妥当性を説明すること。	R5. 12. 22	本日回答		先行実績として、女川2号炉で感度を扱っている補足資料を参考として比較表に再掲し、女川2号炉では感度を算出(1.4%)することで説明しているのに対し、泊3号炉では感度の算出に加え、具体的な事故を仮定して測定が可能であることも示すロジックであることを比較表の相違理由欄に記載した。 また、平常時の監視に係る指針類との整合性については、No. 2に示した箇所において記載した。	(R6. 2. 16) ヒアリング 資料1-4-3 『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条(SA60H-9 r. 11. 0)』 p. 60-補足-135	
231222-05	4	資料1-1 8ページ) 防潮堤の高さにより観測への影響が出ることにに対し、モニタリングポスト7の防潮堤内側への移設について検討した経緯・内容について、まとめ資料に反映し、説明すること。	R5. 12. 22	本日回答		モニタリングポスト7の防潮堤内側への移設について検討したが、31条では敷地境界付近での測定が求められていることや、これまでの測定データとの連続性を考慮し、これまでの位置を選定した経緯をまとめ資料に記載した。	(R6. 2. 16) ヒアリング 資料1-3-3 『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条(SA60H r. 18. 0)』 p. 60-6-71 (R6. 2. 16) ヒアリング 資料1-4-3 『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条(SA60H-9 r. 11. 0)』 p. 60-補足-130	
231222-06	5	資料1-1 6ページ) 資機材運搬車について、作業の成立性を示すため、まとめ資料に仕様や図面を追加すること。	R5. 12. 22	回答済	R6. 1. 18 ヒアリング	【『泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項(可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルート))』にて以下のとおり記載】 防潮堤を越える箇所に敷設する可搬型ホース(300A)を防潮堤天端(T.P. 19. 0m)まで吊り上げる際に使用する資機材運搬車について、仕様及び配備イメージをまとめ資料に記載した。	第601回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r. 12. 1)』 p. 1. 0. 2-別紙2-11, 12 第601回ヒアリング 資料2-3『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r. 11. 1)』 p. 1. 0. 2-別紙2-18 関連箇所： (R6. 2. 16) ヒアリング 資料1-1 『泊発電所3号炉 防潮堤天端高さ等の設計方針の変更に伴う各条文影響について』 p. 9 第601回ヒアリング 資料2-1 『泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』 p. 42	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。